

山形市社会福祉協議会霞城西部地域包括支援センター 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人山形市社会福祉協議会が開設する山形市社会福祉協議会霞城西部地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、その他の指定介護予防支援・介護予防マネジメントに関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、介護予防支援・介護予防マネジメントの利用者に対し、適正な指定介護予防支援・介護予防マネジメントを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の担当職員は、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、介護予防サービス・支援計画にもとづく指定介護予防サービス・日常生活支援総合事業によるサービス等の提供が確保されるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、その他の者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山形市社会福祉協議会 霞城西部地域包括支援センター
- (2) 所在地 山形県山形市城西町二丁目2番22号
(山形市総合福祉センター1階)

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（担当職員兼務）
管理者は、センターの担当職員その他職員の管理、利用の申込に係る調整および業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- (2) 担当職員 4名以上
保健師または経験のある看護師、主任介護支援専門員及び社会福祉士が各1名以上とする。担当職員は、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容および利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要やその他、利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記載した文書により説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

2 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容は次のとおりとし、相談を受ける場所は、当事業所相談室又は利用者宅で行い、適切な方法により解決すべき課題の把握を行う。また、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、当該指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスである時は利用者の負担は無しとする。

(1) 介護予防サービス・支援計画の作成

(2) 介護予防サービス・支援計画に基づく指定介護予防サービスの提供の確保を旨とする、指定介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整

(事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域は、山形市第十地区、飯塚地区、樺沢地区とする。

(サービス担当者会議の開催)

第8条 担当職員は、当該介護予防サービス・支援計画の内容について、指定介護予防サービス・日常生活支援総合事業によるサービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めるため、サービス担当者会議を開催する。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者(担当者)を置き、その責任者は、管理者とする。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 成年後見制度の利用支援

(4) 苦情解決体制の整備

(5) 従業者に対し利用者人権の擁護と虐待の防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施

(6) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、年1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、感染症予防等に係る対策を強化するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 感染対策委員会を6か月に1回以上開催する。

(2) 感染症の予防等に係る指針を整備する。

(3) 感染症の予防等に係る研修及び訓練を年1回以上実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、サービスの提供を継続的に行えるようにするための業務継続計画を策定する。また、当該計画を実施するために必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。

(苦情処理)

第12条 事業所は、自ら提供した介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業及び自らが介護予防サービス・支援計画に位置付けた介護予防サービス事業・日常生活支援総合事業によるサービスに対する利用者又はその家族からの苦情を処理するための体制を確立するものとする。

(記録簿の整備)

第13条 事業所は、設備、備品、職員、会計等に対する記録を整備するものとする。

2 介護予防サービス・支援計画及びサービス担当者会議等の記録、その他の指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から2年間保存するものとする。

(介護予防支援業務の委託)

第14条 事業所は、指定居宅介護支援事業者に、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託することができるものとする。

2 事業所は、指定居宅介護支援事業者に介護予防支援業務を委託した場合、その介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費（初回加算を含む）の9割を指定居宅介護支援事業者に支払うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、担当職員の資質の向上を図るため、研修の機会を設け業務体制を整備する。

2 事業所の担当職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また事業所はその必要な措置を講ずるものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成22年8月1日から適用する。

附 則
この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年3月24日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和6年4月1日から施行する。